

ノート型パソコン貸借業務仕様書

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

I 仕様概要

1 事業の概要

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下「発注者」という。）が経営する施設において現在使用しているノート型パソコンを賃貸借により更新する。

業務は、ハードウェア、ソフトウェア（以下「機器」という。）の提供並びに搬入、据置、検収、発注者に対する諸手続を行う（以下「付帯作業」という。）ものとする。

2 契約範囲

本契約は、別添「賃貸借契約書（案）」の内容とし、本項に関わる費用の全てを含むものとする。

(1) 契約範囲

本契約の範囲は、「Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）」以降に記述されている機器の提供及び機器に係る付帯作業を含む役務提供の全てとする。

役務提供とは、具体的には次のとおりとする。

- ① 機器の搬入、据置、調整及びこれらを実施するための協議並びに資料作成
- ② 今回設置した機器の借入期間満了後における撤去
- ③ 本契約に関わる設定資料及び管理資料の作成

(2) 賃貸借物品

ノート型パソコン（ソフトウェアを含む。）

- ① 機器については、「Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）」を満足する機能・数量を納入すること。
- ② 各機器は1機種で統一するものとする。
- ③ 調達物品は、見積時点において原則として製品化されていること。
見積時点で製品化されていない機器及びソフトウェアにより見積る場合は、技術的要件を満たすことを保証する文書及び確約書等を添付すること。

(3) 引渡し

- ① 搬入、据置、調整に要する全ての費用は、受注者の負担とする。
- ② 搬入、据置の際に生じた廃棄物は受注者が持ち帰り、適正に処分すること。

(4) 現行機器の廃棄

更新に伴う現行機器の撤去、廃棄処分に係る業務、費用は含まない。

3 賃貸借期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60か月）

4 納入期限

令和7年7月31日までに、機器を使用できるよう機器の納入、設定、設置、動作確認等の作業を実施し、発注者の検収を完了して引渡しすること。

5 賃貸借期間満了後の扱い

賃貸借期間満了後は、機器を返却して契約を終了又は再リースとする。

6 本業務に含める費用及び契約形態

本業務は月払いの賃貸借契約であり、その賃借料には、別に定めのない限り、機器の調達費用のほか付帯作業など本仕様を満足するために必要な全ての費用を含むものとする。

7 賃貸借物品名及び数量

ノート型パソコン 160台

8 設置場所

本契約に関わる機器の詳細な設置場所は、別紙「機器設置場所一覧表」のとおりとする。

9 付帯作業等に係る体制及びアフターサービス体制の整備

受注者は、納期までの確実な引渡しを担保し得る十分な体制を確立すること。

また、納入する機器に係る迅速なアフターサービス体制を整備すること。

10 提出書類

以下に示す書類を指示に従い速やかに提出すること。

(1) 業務着手時

- ① 着手届 1部
- ② 業務工程表 1部
- ③ 構築体制図 1部
- ④ 納入機器一覧表（製品のカタログ等） 1部
- ⑤ その他導入方法など発注者が要求する資料 必要部数

(2) 業務完了後

- ① 業務完了届 1部
- ② 設置機器一覧表及び機器設定資料 1部
(設置施設、機器名、ネットワーク設定情報等が記載されたもの)
- ③ 機器保証書 1式
- ④ ライセンス証書 1式

- ⑤ 機器付属品 1 式
- ⑥ その他導入方法など発注者が要求する資料 必要部数

11 その他

(1) 機器に関する要求

- ① 機器に使用する部品等については、JIS 規格が定められている場合は原則として JIS 規格に準拠した部品を使用すること。
- ② 機器の仕様については、可能な限り低消費電力化を図ること。
- ③ 使用後の再資源化のためのリサイクルが容易となるように設計されているなど、環境への負担ができる限り少なくなるよう配慮がなされていること。

(2) 承認事項

受注者は、下記の事項について発注者の承認を得ること。

- ① 導入など付帯作業に係る工程を明確に記述した「業務工程表」
- ② 付帯作業における依頼事項
- ③ 機器導入に関する体制

(3) 検査及び検収

発注者の担当者立ち会いのもと行われる納入をもって検収とする。

(4) 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 情報の厳重な管理を実施すること。

(5) その他

- ① 機器は、中古品であってはならない。
- ② ソフトウェア等について、バージョンアップ、製造中止が発生した場合、技術的要件及び価格が同等である場合は、最新版を導入すること。
- ③ 本仕様書の内容に変更が行われる場合は、事前に変更理由書を作成し、発注者と協議の上行うものとする。ただし、軽微な変更については、原則契約金額の増額は行わない。
- ④ 受注者の故意又は過失により損害が発生した場合は、受注者の責により現状復帰すること。
- ⑤ 本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い発注者と交わす契約書に定めない事項については、発注者及び受注者の双方で協議の上決定する。

Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）

1 ノート型パソコン 160台

(1) OS

Microsoft Windows 11 Pro 64bit 日本語版

(2) CPU処理能力

Intel Core シリーズプロセッサ相当以上の性能・機能を有すること。

(3) 主記憶容量

8GB以上を内蔵すること。

(4) ディスク装置

SSD256GB以上を内蔵すること。

(5) 光学ディスク装置

DVDスーパーマルチドライブを内蔵すること。

(6) ディスプレイ装置

15.6型ワイド液晶以上を内蔵すること。

解像度は1366×768ドット以上の表示が可能であること。

(7) ネットワーク機能

1000BASE-T以上のインターフェース（コネクタ形状はRJ-45）が内蔵されていること。

無線LAN機能を有しないこと。（無線LANモジュールの非搭載又はBIOSでの無効化）

(8) キーボード

JIS標準配列準拠のものを内蔵していること。

(9) マウス

2ボタン及びホイール方式のスクロール機能を有すること。

光センサー方式であること。

(10) テンキー

内蔵すること。

(11) インターフェース

USBポート：Type-A USB3.2×3、Type-C USB3.2×1

外部ディスプレイ端子：アナログRGB×1、HDMI×1

を搭載していること。

(12) バッテリー

バッテリーを内蔵すること。

(13) ソフトウェア

Microsoft Office Home&Business 2024をインストールすること。

Ⅲ 性能、機能以外の要件

1 端末機の設定・動作確認

(1) ソフトウェアの設定・動作確認

- ・ ソフトウェアは可能な限りセキュリティパッチ等を適用し、最新の状態にすること。
- ・ コンピュータ及びネットワークの接続設定を行い、愛媛県社会福祉事業団サーバーのドメインに参加させること。
- ・ 機器設置場所のプリンタ及びスキャナ設定を行うこと。
- ・ AdobeReader をインストールすること。
- ・ 事業団保有のウィルスバスターをインストールすること。
- ・ サイボウズのショートカットをデスクトップに作成すること。
- ・ Windows、Office 等のライセンス認証を行うこと。
- ・ その他、協議による必要な設定を行うこと。

(2) 不具合が生じた場合は、受注者によって早急に復旧すること。なお、動作不良については、納品後から 1 年間は、受注者の責任とする。

(3) 機器を設置する上で必要となる配線や電源設備（OA タップ含む）等については、既存の設備を利用すること。なお、設置上で必要ケーブル類や機器用コンセントの形状違いにより受注者側で変換アダプタを用意する必要がある場合は、本調達の費用に含めるものとする。

2 引渡し条件等

(1) 引渡し納期

令和 7 年 7 月 31 日までに機器が使用できるように全ての設置及び設定、動作確認を行い、引渡しを完了すること。

(2) 搬入、据置

導入については、業務に支障が生じないように配慮し計画的に行うこと。

(3) 配線

L A N ケーブルは、現行のものを引き続き利用すること。

(4) 借入期間開始時の正常動作

借入期間開始時において、機器が十分に機能する状態であることとし、そのための経費は受注者が負担すること。

(5) 全パソコンの本体に、発注者が指定するコンピュータ名のラベルを受注者側で用意し、外から確認できる箇所へ貼付すること。

3 その他

本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い発注者と交わす契約書に定めない事項については、発注者及び受注者の双方で協議の上決定すること。

別紙

機器設置場所一覧表

設置場所 (住所)	ノートパソコン 台数
事務局 (松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号)	12 台
愛媛県身体障がい者福祉センター (松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号)	8 台
愛媛県立愛媛母子生活支援センター (松山市道後今市 12-30)	7 台
しげのぶ清流園 (東温市田窪 2119 番 1)	20 台
しげのぶ清愛園 (東温市田窪 2119 番 1)	34 台
道後ゆう (松山市道後今市 1 番 2 号)	16 台
愛媛県障がい者更生センター (松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号)	8 台
ほほえみ工房ぱれっと道後 (松山市道後町 2 丁目 12 番 10 号)	11 台
どうご清友寮 (松山市道後今市 1 番 7 号)	5 台
福祉工房いだい清風園 (松山市下伊台町 1048 番地 2)	19 台
愛媛県視聴覚福祉センター (松山市本町 6 丁目 11 番 5 号)	14 台
えひめ障がい者就業・生活支援センター (松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号)	6 台
合 計	160 台